

3-⑬ 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6	工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対して必要な指導及び助言をすること	令34④	—	—	—	—	自治			
14①	特定事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること	令34④	—	—	—	—	自治			
〈14①〉	特定連鎖化事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること※19の2①において準用	令34④	—	—	—	—	自治			
15①	特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告	令34④	—	—	—	—	自治			
〈15①〉	特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告※19の2①において準用	令34④	—	—	—	—	自治			
16①～④	特定事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等	令34④	16⑤	—	—	—	自治	○		
〈16①～④〉	特定連鎖化事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等※19の2①において準用	令34④	16⑤	—	—	—	自治	○		
20③	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定事業者)	令34④	—	—	—	—	自治			
〈20③〉	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定連鎖化事業者)※20⑥において準用	令34④	—	—	—	—	自治			
60	荷主に対し貨物輸送事業者に行わせる措置の実施について必要な指導及び助言をすること	令34④	—	—	—	—	自治			
62	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる目標達成のための計画の提出を受けること	令34④	—	—	—	—	自治			
63①	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用状況等について報告を受けること	令34④	—	—	—	—	自治			
64①②	特定荷主に対し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等	令34④	64③	—	—	—	自治	○		
87③	特定事業者に対する報告徴収、立入検査	令34④	87③	—	—	—	自治	○		
87⑨	特定荷主に対する報告徴収、立入検査	令34④	87⑨	—	—	—	自治	○		

3-⑬ 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
76の8①	建築物調査機関の登録	令34③	—	—	—	—	自治			
〈31①〉	登録建築物調査機関に対する適合命令※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈42〉	登録建築物調査機関の登録更新※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈44〉	登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈45①〉	調査業務規程の作成等の届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈46〉	登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈48〉	登録建築物調査機関に対する改善命令※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈49〉	登録建築物調査機関の登録取消等※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
〈50〉	登録建築物調査機関の登録取消等の公示※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	自治			
87⑫	登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査	令34③	令34③	—	—	—	自治	○		

（*）建築物調査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

3-⑭ 法令名： 砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	令5②	令5②	法定(2)② (河川管理者としての権限)	33	
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	令5②	令5②	法定(2)② (河川管理者としての権限)	34③	
	【河川管理者としての権限】					
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	16	33	法定(2)② (河川管理者としての権限)	33	
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	16	34③	法定(2)② (河川管理者としての権限)	34③	



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

3-⑮ 法令名： 地すべり等防止法(S33法30)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等	令17①	—	法定(2)②	10	—
13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること	令17①	—	法定(2)②	10	—
14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること	令17①	—	法定(2)②	10	—
15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行	令17①	—	法定(2)②	10	—
16①	他人の占有する土地への立入等	令17①	—	法定(2)②	10	—
18①	地すべり防止区域内の行為の許可等	令17①	—	法定(2)②	10	—
20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議	令17①	—	法定(2)②	10	—
21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く)	令17①	—	法定(2)②	10	—
22①	報告徴収、立入検査等	令17①	—	法定(2)②	10	—
23①②	措置命令	令17①	—	法定(2)②	10	—
33	兼用工作物の費用負担の協議	令17①	—	法定(2)②	10	—
48①②	漁港管理者又は港湾管理者に対する協議	令17①	—	法定(2)②	48	—
49	都道府県知事に対する報告徴収	令17②	令17②	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)②			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

3-⑯

法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5の7②	協業組合の事業の転換の認可	令12①	—	自治	—	—
5の17①	協業組合の設立認可	令12①	—	自治	—	—
5の22	中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること	令12①	—	自治	—	—
5の23	中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等	令12①	—	自治	—	—
95④、100の11	事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出	令12①	—	自治	—	—
9	商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認（*）	令12②	—	自治	—	—
17の2①②	組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可（*）	令12②	—	自治	—	—
<17の2①②>	組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可（*）※33において準用	令12②	—	自治	—	—
42①～⑤	商工組合の設立認可（*）	令12②	—	自治	—	—
47①～③	中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
54	中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
69④	中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
71	中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
67、69①～③	商工組合等に対する措置又は解散の命令（*）	令12②	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-⑯

法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
92	商工組合等に対する報告の徴収	令12②	—	自治	—	—
93①	商工組合等に対する立入検査	令12②	—	自治	—	—
96⑧	商工組合の事業協同組合への組織変更の届出 (*)	令12②	—	自治	—	—
〈96⑤〉	事業協同組合の商工組合への組織変更の認可 (*)※97②において準用	令12②	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

(*)その地区が全国であるものを除く。

3-⑰ 法令名： 海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
2①	砂浜の海岸保全施設指定(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
7①、8①	海岸保全区域占用等の許可(*)	令14①	—	自治	6②	—
8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定(*)	令14①	—	自治	6②	—
10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議(*)	令14①	—	自治	6②	—
12①②	許可の取消し又は措置命令等(*)	令14①	—	自治	6②	—
12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等(*)	令14①	—	自治	6②	—
12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等(*)	令14①	—	自治	6②	—
12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等(*)	令14①	—	自治	6②	—
12の2①~③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等(*)	令14①	—	自治	6②	—
13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			
法定(1)			
自治	○		
法定(1)			

3-⑰ 法令名： 海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
18⑦、 〈12の2②③〉	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(*)※18⑧において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
21③、 〈12の2②③〉	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(*)※21④において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
22①② 〈漁業法39⑦～⑯〉	漁業権の取消等及び当該漁業権者に対する損失補償(*)※22③において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議(*)	令14①	—	法定(1)	6②	—
38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること(*)	令14①	—	自治	6②	—
27②	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意	令14①	—	—	—	—
37の2①	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理	令14②	—	—	—	—
38	報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者)	令14①	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			
法定(1)	○		
自治		承認 f	
法定(1)			
法定(1)			

(*)法第6条第2項の規定により、海岸保全区域施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務
- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)
 - ・ 許可・認可・承認
 - 3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

3-⑱

法令名： 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(S26法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7	公共土木施設の災害復旧事業費の決定	令15②	—	—	—	—	自治		承認 f	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 許可・認可・承認

3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

3-19 法令名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9の2⑦	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
9の2の3①②	事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等(*)	令34①	—	自治	—	—
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規程の認可等(*)	令34①	—	自治	—	—
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等※9の9⑤において準用(*)	令34①	—	自治	—	—
9の7の5①	共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等)(*)	令34①	—	自治	—	—
<9の7の5①>	共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等)※9の9⑤において準用(*)	令34①	—	自治	—	—
9の9④	共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
27の2①	事業協同組合等の設立の認可(*)	令34①	—	自治	—	—
35の2	組合の役員の変更の届出を受けること(*)	令34①	—	自治	—	—
48	組合員が総会を招集することの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
51②	定款の変更の認可(*)	令34①	—	自治	—	—
57の5	共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可(*)	令34①	—	自治	—	—
58の7②③	共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等(*)	令34①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			

3-19 法令名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
58の8	組合に対し共済計理人の解任を命ずること(*)	令34①	—	自治	—	—
62②④	組合の解散の届出等(*)	令34①	—	自治	—	—
66①	組合の合併の認可(*)	令34①	—	自治	—	—
96⑤	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと(*)	令34①	—	自治	—	—
104①②	組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等(*)	令34①	—	自治	—	—
105①②	組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等(*)	令34①	—	自治	—	—
105の2①②	組合から決算関係書類の提出を受けること(*)	令34①	—	自治	—	—
105の3①~④	組合等に対する報告の徴収(*)	令34①	—	自治	—	—
105の4①~④	組合等に対する立入検査(*)	令34①	—	自治	—	—
106①~③	組合等に対する法令等違反に係る措置命令等(*)	令34①	—	自治	—	—
106の2①②④⑤	共済事業を行う組合に対する措置命令等(*)	令34①	—	自治	—	—
106の3	共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること(*)	令34①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			

(*)全国を地区とするものを除く。

平成24年1月11日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の
移譲の検討に係る「当てはめ案」
(個表)

地方環境事務所

地方環境事務所個表目次

区 分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方環境事務所」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）		該当なし
事務の根拠法に「地方環境事務所長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-① 2-② 2-③ 2-④ 2-⑤ 2-⑥ 2-⑦ 2-⑧ 2-⑨ 2-⑩ 2-⑪ 2-⑫ 2-⑬ 2-⑭ 2-⑮ 2-⑯ 2-⑰ 2-⑱ 2-⑲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年六月十八日法律第八十三号） ・ 土壤汚染対策法（平成十四年五月二十九日法律第五十三号） ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号） ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年六月二十二日法律第六十五号） ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第五号） ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年三月四日法律第九号） ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年六月三日法律第七十号） ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年六月五日法律第七十五号） ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年十二月十六日法律第八号） ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第十号） ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年十月十六日法律第十七号） ・ 自然環境保全法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十五号） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十七号） ・ 水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十八号） ・ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十九号） ・ 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号） ・ 下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号） ・ 自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第六十一号） ・ 農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）
事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方環境事務所長」を指定しているもの	3-① 3-② 3-③ 3-④ 3-⑤ 3-⑥ 3-⑦ 3-⑧ 3-⑨ 3-⑩ 3-⑪ 3-⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号） ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号） ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年六月二日法律第七十八号） ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年六月十八日法律第九十七号） ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号） ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号） ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第十七号） ・ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号） ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号） ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） ・ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）